

# このまま「無法状態」を許してよいのか 国は放射性物質による環境汚染防止法を制定せよ

三陸の海を放射能から守る岩手の会 世話人 永田文夫

2006年3月末から再処理工場の試験運転が開始され2年になろうとしています。この間、大量の放射性物質が環境に放出されています。2006年度に再処理工場から空に放出されたクリプトン85は国内全原発55基から放出された希ガス全量（05年度）の約17000倍にも上る量でした。海に投棄されたトリチウムは原発排水濃度限度の約2800倍（昨年10月2日、11月17日）もの高濃度で放出されました。工場東側に接する尾駸沼のトリチウム濃度が自然界の数倍に上昇（昨年4月）しています。どうしてこのような放射能の大量放出が野放しにされるのか国はなぜ許すのか、驚きと憤りが増すばかりです。

海域、湖沼、土壌などの放射能の環境基準はなし、排気筒や放水口での濃度規制もないのはなぜか。規制がなければ取締れないはず。環境アセスメントはなぜ実施されないのか…等々、疑問が増すばかりでした。これらの疑問の解答として放射能による環境汚染防止の法律が極めて不備のまま放置されてきたことがわかってきました。

このことから国への要望をまとめました。

- 1 放射性物質による環境汚染防止について、環境基本法第13条の具現化を早急に行うこと。環境基本法の目的・理念に基づき、世界の模範となる法制定をすること。
- 2 放射能（放射性物質）による環境汚染防止法の主管は原子力推進機関の経産省、文科省ではなく、環境省に移すこと。

以下は上記国への要望に係わる根拠資料と

してまとめたものです。

## 1)環境基本法と原子力基本法の接点

四大公害問題などの深刻な被害が発生し、1967年8月公害対策基本法が制定されました。しかし、この時点では「生活環境の保全と産業の健全な発展との調和」いわゆる「調和条項」が第1条にあり問題がありました。第8条（放射性物質による大気汚染等の防止）で「放射性物質による大気汚染、水質汚濁の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。」と放射性物質は別法で防止の措置をすることになりました。1970年の「公害国会」では「調和条項」が削除され、積極的に国民の健康を保護し、生活環境を保全する観点から公害の防止に全力を上げるため14の公害関係法の制定・改正が行われました。この際公害対策基本法第8条に係わっては「土壌の汚染防止」が追加されておりま

す。

地球規模の環境問題や、複雑化する汚染物、発生源の広がりに対応するため1993年5月に公害対策基本法は廃止され変わって環境基本法が定められました。

環境基本法の目的は第1条「…現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること」とあります。第3条では「現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない」と環境保全の根本理念が述べられています。第4条では「環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築など」について経済社会のあるべき姿が記述されています。第5条では「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」についてと基本理念が示されています。このように誰もが納得できる目的と理念が示されています。しかし、六ヶ所村再処理工場の放射能3核種※全量環境放出の現実はこの基本法の本質とあまりにもかけ離れています。

※海ヘトリチウム(半減期12年)、空ヘクリプトン85(半減期10.7年)、炭素14(半減期5730年)が放出され、国もこのことを容認。

環境基本法では以下、国、地方公共団体、事業者、国民の責務が示されています。第8条(事業者の責務)「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。」とあります。「なぜ大量の放射能を環境へ放出するのか」という私たちからの質問に対して、再処理工場の主体である日本原燃(株)は「工場周辺の人々が年に受ける被ばく量は0.022ミリシーベルトで安全、放射能は環境で拡散し薄まり安全」とし、除去もせず3核種を全量環境へ放出しているのです。国、青森県も同様の回答です。

2)環境基本法第13条「放射性物質による汚染防止は原子力基本法などで定める」は具現化されているのか



六ヶ所再処理工場

1970年改正された公害対策基本法第8条がそのままの内容で環境基本法第13条に引き継がれています。(放射性物質による大気汚染等の防止)「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)その他の関係法律で定めるところによる。」では原子力基本法などではこの条項をどう具現化しているのか見てみましょう。

原子力基本法の目的は「この法律は原子力の研究、開発及び利用を推進することによって…もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与する」と原子力推進が前提にあります。以下の条文を見ても「環境を放射性物質による汚染から守る」環境基本法第13条の主旨を具現化する条項がありません。13条に近いものは原子力基本法の第8章(放射線による障害の防止措置)第20条「放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。」だけです。ここで「公共の安全を確保するため」とありますが、これは「大気、水質、土壌の環境汚染防止」とは受け取れません。「公共」とは「社会一般・おおやけ」という意味であり、社会的環境は含まれるとしても自然的環境は公共とはみなされないでしょう。

1967年8月制定の公害対策基本法で「放射性物質による環境汚染防止を原子力基本法などの法律で図る」ことが示されました。原子力基本法の改正は同年7月であり、次の改正は

1998年です。従って13条は原子力基本法に本当に組み込まれたのか疑問が残ります。

しかし「その他の関連法律」に組み込まれたのではないか、主要な法律を検討してみました。

「原子炉等規制法」（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の目的は「…災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために…原子炉などの設置及び運転等に関する必要な規制等を行う…」とあり、公共の安全はありますが、ここでも環境汚染防止の視点は抜けています。各条文にも該当項目はありません。

「放射線障害防止法」（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律）を見ると（目的）「この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。」とあります。

「放射性同位元素の取扱いによる放射線障害の防止と公共の安全」が目的となっており、やはり放射性物質による環境汚染防止についての条項は見あたりません。

「原子力基本法」があり、その下位法に核エネルギー利用のための核燃料サイクルを規制する「原子炉等規制法」があり、基礎研究や放射性同位元素取扱いに係わり「放射線障害防止法」があります。この3法律で環境基本法第13条を具現化する条項が見あたりません。これは環境基本法との整合性を欠く大きな問題ではないでしょうか。

念のため、経産省総合資源エネルギー調査会、原子力安全保安部会の小委員会を確認しましたが、放射性物質の環境汚染防止について検討している委員会名は見あたりませんでした。

また、文部科学省においても放射性物質による環境汚染防止について審議している委員会はありませんでした

### 3)環境基本法第13条「防止のための措置」とは

13条で「…放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については…」とあるが、「防止のための措置」とはどういうことでしょうか。環境省の解説書によるとこの「防止のための措置」とは「環境基本法第二章（環境の保全に関する基本的施策）の各条に定められている施策による措置を指す。」とあります。第二章、冒頭第14条（この節末囲み参照）に施策の策定及び実施に当たっての指針が示されています。実に明瞭簡潔で説得力のある条文です、原子力基本法でも同様の条文がまず示され、そして具体的措置が展開されるべきではないでしょうか。第二章以下の条項では「政府は環境基本計画書を策定する」「政府は環境基準を定める」「公害防止計画の作成」「環境影響評価の推進」「環境の保全上の支障を防止するための規制、事業者等の遵守すべき基準」以下「経済的措置」「環境教育」「情報の提供」「監視体制」「公害紛争の処理、救済」「国際協力」「原因者負担」などきめ細かな措置が定められています。

放射性物質による汚染防止についても、原子力基本法などでこれに準拠した法律が展開されはじめて13条が生きてきます。しかし、環境基本法第二章に定められている「環境基本計画」「環境基準」「排出基準」「環境影響評価」について原子力基本法などでは明文化されていません。（原子力発電等においては排水基準として核種毎の濃度限度は定められている。ただし再処理工場では濃度限度はない。）

環境基本法に基づく水質汚染防止法や大気汚染防止法などでは、各種化学物質について海域、河川湖沼、大気などの環境基準※が定められ、事業所放出口での濃度基準※や、規制項目の達成が困難な地域では総量規制が定められています。

※全公共用水域の総水銀環境基準は0.0005mg/L以下、事業所からのシアン化合物の排水基準は1mg/Lのように許容限度が定められている。二酸化窒素の大気環境基準は1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下。

## 環境基本法第13条「放射能汚染防止のための措置」の内容は同法14条に明示

第14条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 1 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 2 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 3 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

### 4) 環境基本法の基本理念や責務は原子力事業にも適用

第13条の「…防止のための措置」は基本法の第2章に掲げられている条項に対応していることがわかりましたが、では基本法の他の章は、原子力施設は該当しないのでしょうか。これについて、環境省の解説書では「…したがって、その他（第二章以外）の条項に関しては、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染についてもこの法律が適用されることとなる」と示しています。すなわち環境基本法の第一章（総則）、第三章（審議会その他の機関等）については原子力施設においても遵守義務があるのです。第一章総則第8条（事業者の責務）「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。…」とあり、このことから放射能汚染防止のための措置は当然の義務となります。日本原燃が当初あったトリチウムやクリプトンの除去しないことは責務を果たしていないこととなります。グリーンピースの専門家によると、再処理工場の40年稼働により世界中で15000人のガン死を予測して

おります。日本原燃申請書を元にした私たちの計算では年海洋放出放射エネルギーは、一般人の年摂取限度の3億3千万人分に相当することがわかっています。環境基本法の目的、理念と対照してみるとこのような工場はとても操業が許されないのではないのでしょうか。

### 5) 推進機関が監視を兼務していることが問題

1967年「放射能に係わる環境汚染防止について原子力基本法などで措置する」と名文化されて以来40年間、この条文がまともに取り上げられ論議されることもなく、今日までなおざりにされてきました。その主たる原因は、原子力の研究、開発及び利用の推進を第一に標榜する経産省や文科省が規制・監視の役割を担ってきたためと思われま

す。昨年11月27日の参議院環境委員会で川田龍平議員の質問「ドイツやスウェーデンでは環境省が放射能による汚染を監視している。日本では原子力の推進と監視を経産省が担っているがどうか」これにたいし鴨下環境大臣は「推進と監視の二つを同一のところで取り仕切ることが問題であるという認識については私も許容する」と答えています。

### おわりに

数年来の疑問への解答が、環境基本法第13条から発し関連法を見直すことによりようやく見えてきました。なぜ環境基本法13条が骨抜きにされたのかについては国会の場で是非追及してほしいものです。原子力（核）開発を推進する機関が政治家、官僚を動かして、余計な環境への配慮を放置させてきたのではないかと思います。大きな利権がからみ世界的な動きが背後にあるように思えます。

1973年3月水俣病の判決を受け、当時の前田科学技術庁長官は建設中の東海村再処理工場から放射性物質を放出させないことを打ち出しましたが、これはいつの間にか立ち消えになってしまいました。BNFL（英核燃料公社）から日本原燃にクリプトンの除去装置を設置しないように横やりが入りそれが成功したと英紙ガーディアンに報道されました。経産省や電力業界の反対により昨年3月に環境省が提

案した事業の計画段階で行う戦略的アセスメント対象から発電所ははずされてしまいました。このような原子力に係わる不審な事例をよく耳にします。他の公害物質とは異なり、放射能は遺伝子に対し特別な作用があり、未来世代へ影響を与えるため、環境汚染防止が必要です。今のような「無法状態」のまま原子力政策が進められると、放射能による環境汚染が進行し未来に暗雲が漂うことになります。

環境基本法の精神を基に真に人々が健康で文化的な生活ができることを第一に、希望あ

る未来社会を作るため、世界の模範となる放射性物質による環境汚染防止法の制定が早期に望まれます。

=====

#### 参考にした図書

- 『環境法入門』有斐閣 交告尚史他著
- 『環境基本法の解説』ぎょうせい 環境省総合環境政策局総務課
- 『環境六法』中央法規
- 『公害関係法令・解説集』帝国地方行政学会
- 『原子力規制関係法令集』大成出版社

## 地震と原発② 柏崎刈羽原発…ようやくこれから本格調査

耐震設計基準点(基盤)における地震動が「解析中」を理由にいまだに公表されず

3月には事業者の耐震バックチェック「中間報告」が全国一斉に

浜岡原発を考える静岡ネットワーク・東井 怜

### ○原発の集中立地が停電の危機をもたらす

2007年7月16日、原子力発電所として世界一の立地を誇っていた東京電力柏崎刈羽原発が、新潟県中越沖地震により、一瞬にして7基820万kWの電源設備を失った。以来運転再開の見込みは皆目見えない。

当日は3連休の3日目で電力需要は低く、地震が発生した午前10時13分には、3,4,7号基が運転中、定期検査中であつた残り4基のうち2号基が原子炉起動中、5号基が約1週間後、6号基が約2週間後に起動予定であり、1号基を除く6基が夏季の電力需要最盛期を目前に、フル稼働の準備中であつた。地震の発生がもしも8月に入っていたら、柏崎刈羽原発の発電量は当日の2倍になっていたはずだ。それが平日であつたなら、原子炉6基の緊急停止により、首都圏はいきなり停電に見舞われていたかもしれない。

原発がないと停電になるのではなく、原発に頼るがゆえに停電の危機と隣り合わせであることを突きつけた。

### ○政府は大掛かりに調査審議中

新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原発の被災は、『原発震災』を危惧する・しないの立場

を超えて、その具体的なイメージの片鱗を多々もたらした。

政府は経産省原子力安全・保安院のもとに、既設の「耐震・構造設計小委員会」に加えて「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」を新設し、「『止める、冷やす、閉じ込める』という原子炉の重要な安全機能は維持された」として、同原発はあたかも軽症であるかのように印象付けようとしてきた。

しかしそれとは裏腹に、原子力安全委員会(総務省)のもとにも「耐震安全性評価特別委員会」を設置、これを合わせた3委員会のそれぞれに2乃至4のワーキンググループを設け、延べ173人に上る専門家を招集して大がかりに調査・審議を重ねている。08年2月末現在、現地調査も含め、会合開催回数はずでに50回近くを数える。

### ○早くもほころびる新耐震指針

最大の課題は、なぜ耐震設計基準を遥かに超える地震動が発生したのか、及びなぜ活断層が検出できなかったのかである。2006年9月に耐震設計審査指針を改訂したばかりの原子力安全委員会は、改定から1年も経たずに深刻な局面に遭遇した。

指針改定後懸案になっていた「地質・地盤に関する安全審査の手引き」を改定するため、08年1月には「地質・地盤に関する安全審査の手引き検討委員会」を設置、3月中にも新手引きをまとめようとしている。委員には従来の審査における活断層評価に対する批判派も招き入れ、いつになく厳しい議論が展開されている。

### ○拙速なり、新指针对応中間報告を全原発に

原発の耐震安全性と国の安全審査に赤信号が灯った。保安院は全原発に対し、新指針に基づく耐震安全性評価作業を急がせ、3月末を期限に基準地震動見直しの中間報告を求めており(注1)、各電力は活断層の再調査や調査結果の判読に取り組んでいる。

ところで東電のミスにより、肝心の発電所敷地内地下岩盤での記録が失われ、原子炉建屋内等で観測された地震波形しか存在しない。そのため東電予測の3倍とも4倍とも噂される『耐震設計基準を遥かに超える地震動』なるものがどのようなものであったか、いまだに再現できていない。仮に活断層が正しく選

定されたとしても、そこから敷地内地下岩盤に入力する地震動を正しく想定すべき解析手法の検証は手付かずなのである。

中途半端な中間報告を急がせる保安院の意図は何なのか、要注意である。

### ○東電はこれから本格的な『基本調査』

東電としては2月ようやく建物・構築物や重要機器類の目視点検(=準備段階)を終え、これから本格的な「基本調査」に取り組む。数値解析と並行してポンプや弁の分解点検、配管溶接部等の検査が予定されている。まずいちばん新しい7号基を、5月末を目標に先行させるが、その総合評価は6月以降となる。

この基本調査を7基すべてについて繰り返すのである。とても軽症といえる状態にはなく集中治療室並みの徹底的な検査で、そのためにはまずどこをどのような方法で検査すべきか検討中なのだ。

3月に入って早速タービンの翼付け根部に深刻な破断が検出された。先行きは暗い。

(注1)07年7月の中越沖地震で保安院より計画の前倒しが指示され、「中間報告」が08年3月に早まった。

## 浦底断層、事業者が意図的に過小評価か！？

### 専門家が提出書類再判読し発覚 立地審査指針違反の疑い濃厚

ストップ・ザ・もんじゅ 大島茂士朗



手前から敦賀1号、2号と並び、その奥に建屋が切れているが「ふげん」が並ぶ。これほど活断層の真横に建てられた原発は他にない。浦底断層はM7.2と国の機関が評価しており、中越沖地震(M6.8)の4倍大きい。

原子力安全委員会の「手引き検討委員会」の委員も務める変動地形学の中田高・広島大教授らが、敦賀原発の真際を通る浦底断層に関して、日本原電が2004年に国に提出した3、4号炉の増設申請の際に、「活動性はない」として耐震設計の評価対象としなかった問題で、M7クラスの活断層だと指摘した問題が波紋を広げている。中田教授は「これを断層でないと言ったら、全ての研究が否定される」ほどの「地質学の常識を無視した意図的な評価だ」と批判。

「手引き検討委員会」では他の委員から「専門家がやったとすれば、犯罪に当たる」という声も出た。浦底断層はこれまで事業者が活断層とは認めず、国もこれを追認してきたが、設置申請以前の「原子炉立地審査指針」違反の疑いが濃い。

中田教授ら変動地形学の専門家は、この間、柏崎刈羽原発の海底調査図面の再判読で、東電の過小評価を見つけており、中越沖地震の震源断層とのからみで問題になっている。渡辺満久・東洋大教授らも、東電が「逆断層と判断すべき所を正断層と判断している」初歩的誤りを見つけている。全ての原発の図面を再判読すれば続々と誤りがでてくるのではないかと